

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

交換分合計画が公告された日	1	.	.	取得資産のみを取	資産の帳簿価額を減額した金額	13		円
譲渡した資産の種類	2			譲渡直前の帳簿価額(8)	譲渡直前の帳簿価額(8)	14		
<p>「13」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄: 「10258」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
譲渡した土地等の面積	5			清算金を取得した場合	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$			
譲渡直前の帳簿価額	6			圧縮限度額	$(15) - (17)$	18		円
譲渡に要した経費の額	7			圧縮限度超過額	$(13) - (18)$	19		
計(6)+(7)	8			譲渡資産の譲渡と	資産の帳簿価額を減額した金額	20		
<p>「20」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄: 「10258」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
取得資産の価額	11			待資産を取得した場合	圧縮限度額	$(21) - (24)$	25	
取得した土地等の面積	12		平方メートル	圧縮限度超過額	$(20) - (25)$	26		

別表十三(六) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分